

東京都看護協会「看護研究助成金」「看護実践助成金」実施規定

1. 目的

定款第4条1の「看護職の資質の向上に関する事業」の一貫として位置づけ、看護研究のレベルアップをはかり、看護の質を高めるために、会員の研究活動を支援する。

2. 助成の対象

先駆的研究や日常の看護実践の向上や改善に役立つ取り組みで、未発表のものであること。研究課題については特に限定しないが、既に他の助成を受けているものは除く。

3. 応募資格・要件

- 1) 東京都看護協会会員歴5年以上で、臨床あるいは地域看護に従事している個人あるいはチーム。
- 2) 申請者は、過去に本助成を受けていないこと。
- 3) 大学・大学院の学生が取り組む修士論文・博士論文（一部を含む）でないこと。
- 4) 倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が本文中に明記されていること。
- 5) 関係所属長の許可・推薦があること。

4. 助成金額・公募数

- 1) 先駆的研究は、1件につき30万円を限度とし、3件以内。
- 2) 看護実践の向上や改善に役立つ取り組みは、1件につき3万円とし、5件以内。

5. 応募方法

- 1) 先駆的研究:「看護研究助成金応募申請書」申請様式1-1~3に[記載上の注意]に沿って記載し、提出する。
- 2) 看護実践の向上や改善に役立つ取り組み:「看護実践助成金応募申請書」申請様式1に[記載上の注意]に沿って記載し、提出する。

6. 助成金の使途（先駆的研究のみ）

- 1) 人件費と謝金
いわゆる外注作業や学生アルバイトは謝金の対象とし、受領者自身、共同研究者の人件費への充当は認めない。
- 2) 旅費
原則として、受領者本人の旅費とする。共同研究者等の旅費は、受領者の調査に同行する場合に限る。
- 3) 間接経費
助成金を所属機関へ支払う間接経費に充当することはできない。
- 4) 研究期間終了時の残余金
研究期間終了時に残余金が生じた場合は、会計報告書提出と同時に協会へ返金すること。

7. 募集期間

毎年 4月1日～8月1日

8. 審査・選考方法

1) 審査

先駆的研究：常勤役員4名（会長・専務理事・常務理事2名）、臨床管理職1名、看護教育者1名で構成する審査委員会において選考する。

看護実践の向上や改善に役立つ取り組み：常勤役員4名、教育部長で構成する審査委員会において選考する。

2) 選考基準

募集資格・要件を確認後、要件を満たしたものについて研究計画書選考基準に基づいて選考する。

3) 審査結果

「看護研究助成金審査結果通知書」および「看護実践助成金審査結果通知書」により、応募者本人に通知する。

9. 助成金の請求および会計報告（先駆的研究のみ）

1) 「看護研究助成金請求書」に、必要事項を記載し東京都看護協会に提出する。

2) 東京都看護協会から助成金を受領後、「看護研究助成金領収書」に必要事項を記載し東京都看護協会に提出する。

3) 研究終了後は、後日送付する「看護研究会計報告書」を提出する。

10. 研究期間および研究成果の報告

1) 採択された課題の研究期間は原則1年以内とし、研究成果は、次年度の看護系学会または「東京都看護協会看護研究学会」において発表するよう努める。

2) 先駆的研究は研究論文を、看護実践研究は発表原稿を東京都看護協会に提出のこと。

11. その他

審査料は、謝金規定に則って支払う。

平成25年4月1日 改正

平成27年8月1日 改正